



議案第二十三号

三朝町簡易水道等使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長 松 村 番 成

昭和五拾貳年参月廿日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正する条例

三朝町簡易水道等使用条例（昭和三十三年三朝町条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

高橋	高橋、東小鹿字井手ノ原 西小鹿字岩本、西尾字岡
----	----------------------------

を

高橋	高橋、東小鹿字井手ノ原 西小鹿字岩本、西尾字岡
西小鹿	西小鹿部落（字岩本を除く。）

に

福本	福本
----	----

を

福本	福本
恩地	恩地
実光	実光

に改める。

別表第二を次のように改める。
別表第二（第二十八条関係）

料金表

口径	基本水量	基本料金	超過料金	備考
一三〇ミリメートル	一〇立方メートル	四二〇円	二五円	
一二〇	一〇	一一二〇	三〇	
一一五	一〇	一一五〇	三〇	
一〇〇	一〇	一一〇〇	三〇	
九〇	一〇	一一〇〇	三〇	
八〇	一〇	一一〇〇	三〇	
七五	七五	一〇五〇	三〇	
七〇	七五	一〇五〇	三〇	
六〇	一五〇	一八八〇	三〇	

附則

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、別表第二の口径による使用料の規定は、昭和五十二年五月分の使用料金から適用する。

量水器を使用しない水道の料金

単位簡水道等の使用者一戸につき、年額三〇〇〇円に、当該年度の起債償還額を当該施設の使用戸数で除して得た額を加算し